

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認

平成16年5月12日

合併協議会提案

平成16年5月28日

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 -)	関係項目	
事務事業・制度名	人権対策事業	担当専門部会名等	総務部会
調整の内容	1 隣保館事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、新町において国県が定める隣保館設置運営要綱等に準拠しながら調整する。 2 人権擁護委員については、現行のまま新町に引き継ぎ、関係機関と協議の上、存続の方向で調整する。		【調整方針確認日】 平成16年8月17日

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
隣保館事業	【目的】 ・住民の経済的、文化的生活の向上並びに社会福祉の増進を図るため隣保館を設置する。 【名称】 新川会館 【所在地】 伊方町川永田乙481番地の1 【事業】 ・生活相談及び生活改善指導に関する事。こと。 ・職業指導及び授産事業に関する事。こと。 ・保健衛生及び社会福祉事業に関する事。こと。 ・託児事業及び青少年の福祉に関する事。こと。 ・社会調査その他必要な事業に関する事。こと。 【運営費の補助】 隣保館運営費等補助金(国1/2,県1/4,町1/4) 基準額 6,697,000円 小規模地区対策事業 258,000円	事業未実施	【目的】 ・住民の経済的、文化的生活の向上並びに社会福祉の増進を図るため生活相談員を設置する。 【名称】 生活相談員 【事業】 ・生活相談及び生活改善指導に関する事。こと。 ・職業指導及び授産事業に関する事。こと。 ・保健衛生及び社会福祉事業に関する事。こと。 ・託児事業及び青少年の福祉に関する事。こと。 ・社会調査その他必要な事業に関する事。こと。 【運営費の補助】 隣保館運営費等補助金(国1/2,県1/4,町1/4) 広域隣保活動事業 2,762,000円	隣保館事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、新町において国県が定める隣保館設置運営要綱等に準拠しながら調整する。
人権擁護委員活動	【目的】 ・地域住民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚に努めることを目的に人権擁護委員を設置する。 【委嘱及び任期】 法務大臣が委嘱し、任期は3年 【委員の数】 町内 3名 【活動内容】 ・人権週間(12月)における啓発活動の実施 ・定期的な人権相談の開催(年9回) など	【目的】 ・地域住民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚に努めることを目的に人権擁護委員を設置する。 【委嘱及び任期】 法務大臣が委嘱し、任期は3年 【委員の数】 町内 2名 【活動内容】 ・人権週間(12月)における啓発活動の実施 ・定期的な人権相談の開催(年8回) など	【目的】 ・地域住民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚に努めることを目的に人権擁護委員を設置する。 【委嘱及び任期】 法務大臣が委嘱し、任期は3年 【委員の数】 町内 2名 【活動内容】 ・人権週間(12月)における啓発活動の実施 ・定期的な人権相談の開催(年6回) など	人権擁護委員については、現行のまま新町に引き継ぎ、関係機関と協議の上、存続の方向で調整する。